

## 令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年4月14日（月） 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘  
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子、谷口 陽信
- 4 説明のため出席した者の職氏名  
事務局長兼教育総務課長 大庭 久幸  
次長兼生涯学習課長 柚原 徹守  
次長兼学校教育課長 平澤 啓介  
参事兼教育総務課長 忍 哲也  
文化振興課長 尾賀 寿治  
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子

### 6 議事日程

開会

- 第1 会議時間の決定
- 第2 議事録署名者の指名
- 第3 前回議事録の承認
- 第4 教育長の報告
- 第5 教育長の職務代理者の指名について
- 第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について
- 第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について
- 第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出について
- 第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）
- 第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）
- 第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

- 第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）
- 第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）
- 第 14 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童・要保護生徒の認定について）
- 第 15 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協働活動推進員の委嘱について）
- 第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）
- 第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の委嘱について）
- 第 18 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）
- 第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）
- 第 20 議案第 16 号 令和 7 年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

閉会

## 7 議事録

### ◎教育長（下出 尚弘）

皆さまこんにちは。お疲れさまでございます。本日の出席委員は全員でございます。本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### ◆日程第1 会議時間の決定

### ◎教育長（下出 尚弘）

日程第1「会議時間の決定」を議題とします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2「議事録署名者の指名」を議題とします。

会議規則第35条第2項の規定により、本会議の議事録署名者に、向川原眞郷委員を指名しますのでよろしくお願いします。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3「前回議事録の承認」を議題とします。

お手元にごございます令和7年第3回飛騨市教育委員会定例会の議事録をお願いします。

皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

では、ご異議なしと認めます。よって、前回議事録については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4「教育長の報告」を議題といたします。

ではお手元の資料教育長報告をご覧ください。令和7年3月25日から令和7年4月11日までについて報告させていただきます。3月27日には、新谷育英会の理事会に出席させていただきました。あと記載の通りでございます。4月1日、令和7年度がスタートいたしました。教職員につきましては、転入職員が24名、新規採用3名、計27名による着任式を行いました。4月3日、宮川保育園の開所式が宮川保育園でございまして、入園した園児が4名年中1名で計5名の園児のもと、開所式が大変にぎやかに盛大に行われました。

4月9日には市内小中学校の入学式、河合小、山之村小学校除くものですが、教育委員の皆様にはご参列いただき、また教育委員会告辞を述べていただきました。ありがとうございます。以上で報告を終わらせていただきますが、これより教育長報告の質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

今年からスタートする時期をずらしていただいて、少し余裕を持ってスタートできるというわけでしたが、まだ学校も始まったばかりなのですが、もしこのような意見があるとか、こんな効果があるとかあれば聞かせてもらえればと思います。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

始業式・入学式の日を動かしたという件についてですが、現時点で学校からは、まず土日を除いて年度当初の準備に当たる期間が5日間は十分に確保できるという点と、特に小学校においてこれまでは午前中に着任式、始業式、入学式という大きな3つの式を短時間の間に行っておりましたが、入学式が翌日になったことでその準備も含めて進級してきた子供たちとの始業式をじっくりと行えるということと、入学式についてもバタバタせずに落ち着いた中で実施ができたと報告を受けております。

◎教育長（下出 尚弘）

その他何かございますでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了します。

◆日程第5 教育長の職務代理者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第5「教育長の職務代理者の指名について」を議題とします。会議規則第2条の規定により教育長の職務代理者に、向川原眞郷委員を指名したいと考えております。

お諮りします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する教育長の職務代理者については、向川原眞郷委員としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、教育長職務代理者については、向川原眞郷委員をお願いすることになりましたのでよろしくお願いします。

◆日程第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6「飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員に、牛丸洋子委員を指名したいと考えております。

お諮りします。飛騨市育英基金運用規則第4条に規定する、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員をお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

◆日程第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7「飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員に平澤千人委員を指名したいと考えております。お諮りします。飛騨市教員住宅管理規則第5条に規定する、飛騨市教員住宅入居者選考委員会委員については、平澤千人委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。  
よって、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員については、平澤千人委員をお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

◆日程第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第8「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出」を議題とします。  
議題の岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、教育長が指名したいと考えますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、谷口陽信委員を指名してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員については、谷口陽信委員にお願いすることになりましたのでよろしく願いいたします。

◆日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。） ※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

忍教育総務課長。 ※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎教育総務課長（忍 哲也）

教育総務課長の忍でございます。よろしくお願いいたします。それでは承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱についてご説明をいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページをよろしくお願いいたします。

こちらは専決処分書でございます。次のページをお願いします。こちらから3ページございますが、各給食センターの運営委員の委員に委嘱する方の名簿でございます。1枚目につきましては神岡給食センターに係るものでございまして、愛知慶介様他5名でございます。次のページをお願いします。こちらは河合給食センター運営委員の委員でございまして、田中孝枝様他5名でございます。次は山之村に関するものでございまして、中島英人様他3名でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第3号は原案の通り、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案の通り承認されました。

◆日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第10、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和7年度飛騨市立小中

学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命についてお願いいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。専決処分書がございました。令和7年度飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページに一覧表がございました。市内9つの小中学校について、スクールカウンセラー3名、スクール相談員2名、それぞれ配置をいたしました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第4号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案の通り承認されました。

◆日程第 11 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第11、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてお諮りします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。学校保健安全法第23条の規定による飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決

処分をいたしました。次のページをご覧ください。まず、学校医について、紺田健彦医師を初め、7名の医師をそれぞれの学校に委嘱しております。学校歯科医について高島康尋歯科医をはじめ5名の歯科医について委嘱しております。学校薬剤師について、清水諒薬剤師をはじめ、6名の薬剤師を各学校の薬剤師として委嘱しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第5号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案の通り承認されました。

◆日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第12号、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第6号についてご説明いたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたのでこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書があります。飛騨市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則第3条の規定に基づき、下記の通り学校運営協議会を設置し、同規則第7条の規定による飛騨市学校運営協議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分しました。学校運営協議会を1校で1つ設置する学校については、古川小学校、古川西小

学校、河合小学校、宮川小学校、古川中学校としております。また、学校運営協議会を2校で1つ設置する学校については、神岡小学校と神岡中学校、山村小学校と山村中学校としております。

次ページをご覧ください。各学校運営協議会の委員の一覧がございます。古川小学校については、渡邊登紀夫さんをはじめ、他8名の委員を任命させていただきました。古川西小学校については、山本哲朗さんをはじめ、他11名の委員を任命しております。河合小学校については、野村俊巳さんをはじめ、他9名の委員を任命しております。宮川小学校については、平澤千人さんをはじめ、他12名の委員を任命しております。古川中学校については、北平修子さんをはじめ、他10名の委員を任命しております。神岡小学校、神岡中学校については、福永聡さんをはじめ、他14名の委員を任命しております。山之村小学校中学校については、石橋智さんをはじめ、他10名を委員として任命しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

この議題に関わってという話ではないこともない話ですが、各学校が学校運営協議会を設置して学校の運営について、多方面からのご意見を伺って実際に権限を持って学校運営に関わっているということだと思うんですが、前回も子どもの人数が激減する話をさせていただいたわけですが、山之村小中学校の状況や神岡町内の小中学校の状況等、そういった点で今のままの学校の維持ということはなかなか難しいところがあるのではないかとこのときに、この古川エリアと神岡エリアというところを、なかなか1つの学区としてとらえることって非常に難しいところがあります。そうすると、令和6年に生まれた子供が6人か7人という状況が、実際に学齢期になってきた段階に今の学校を維持するということがかなり難しい状況は予想されるわけですので、そのことについての住民からの意識というかそういうことも非常に重要な要素なので、今後それに関わる検討会というか、検討するための組織を少なくとも作って向かっていかないといけないのではないかと思います。もしそのことについて今の教育委員会としてのスタンスがあれば教えてください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。ありがとうございます。学校を今後どのように運営していくかということだと思いますけども、現時点で市長としましては、住民の皆さん、或いは保護者の皆さんから何らかの意向がない限りは、行政主導での統廃合ということについては行わないとい

うことを明言されております。その上でですが、今委員さんおっしゃったような子どもの数が減ってきているというような状況が顕著に現れてきておりますので、まずは数年後の児童生徒数の変化を含め、それぞれの学校区で今後児童生徒数がどのように変化していくかということを、まず保護者或いは地域の住民の方にお知らせすることが必要だと思っております。その上でどういう学校のあり方が望ましいのか。これは予断をもってではなくて、何か行政としてこういうふうにしたいという提案を含まない形で住民の方のご意向を聞きながら、今後の方針について定めていく必要があるととらえておりますので、今後そういったステップを踏みながら進めて参りたいと思っております。

◎教育委員（向川原 眞郷）

そうすると、ある程度その状況は予測がつくことなので、行政としてこういうことなので向かったらどうだという話ではなくて、現状こういうことが当然予想されてくるというその近未来のところで皆さんがどのように考えるかというような、住民主導というか住民の方の意見を集約というか、まずはそういったものをとらえていくような組織になるのか何らかの方法をとるのかはわかりませんが、その辺りはそういうスタイルで進むということですね。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい

◎教育長（下出 尚弘）

今の件につきましては、前回の教育委員会定例会の折にも牛丸委員の方から質問がありましたが、3月の総合政策審議会の折にも、林委員から、神岡の小中学校、また山之村小中学校の今後のあり方について質問がありまして、今の平澤学校教育課長が述べたことを私もお話をし、市長の方からも話があったということです。その上で私から林委員には、今後の状況をしっかりと数字でも表した上で、学校運営協議会との協議について進めていきたいということは述べさせていただきました。

◎教育長（下出 尚弘）

その他ございませんでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。  
お諮りします。承認第6号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案の通り承認されました。

◆日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第13、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第7号についてご説明申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。飛騨市教育支援委員会規則第3条の規定による飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページをご覧ください。4ページにわたって名簿がございます。紺田建彦 飛騨市医師会会長をはじめ、他19名の各職の代表の方を委員として委嘱させていただきました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第7号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案の通り承認されました。

◆日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童保護生徒の認定について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第14、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続いて承認第8号についてご説明を申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書がございます。飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則第5条第1項の規定による令和7年度飛騨市準要保護児童の認定について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページから2ページにわたって名簿がございます。

まず、飛騨市要保護児童に認定するものとしまして神岡中学校の児童1名を認定しております。続きまして準要保護に認定するものとしまして、各小学校そちらにございます通り古川小学校13名、古川西小学校20名、河合小学校1名、宮川小学校1名、神岡小学校22名、合計57名を認定しております。

次のページをご覧ください。同じく中学校につきましては、古川中学校20名、神岡中学校9名で合わせて29名を認定しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第8号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって承認第8号は原案の通り承認されました。

◆日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協活動推進員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第15、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協活動推進委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

それでは承認第9号についてご説明申し上げます。飛騨市地域学校協活動推進委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。専決処分書の通り、飛騨市地域学校協活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、各学区の校長の推薦により、令和7年4月1日に別紙の29名の方に委嘱しております。任期は令和8年3月31日までの1年間です。

次ページをお願いします。古川小学校区4名の方でこのうち新任が中畑真由美さんです。次ページ古川西小学校区5名の方で新任が田中晃子さん。次ページ河合小学校区3名の方はいずれも再任です。次ページ宮川小学校区3名の方で、こちらもいずれも再任です。次ページの古川中学校区4名の方で、いずれも再任です。次ページ神岡小学校区及び神岡中学校区の6名の方で見代浩世希さんが新任です。次ページ山之村小学校区及び山之村中学校区は4名の方で、いずれも再任になります。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第9号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第9号は原案の通り承認されました。

◆日程第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第16、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは承認第10号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものであります。次のページをお願いいたします。江馬氏城館跡整備委員会委員に委嘱する者の一覧でございます。新任として林直康様に委嘱させていただいております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第10号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第10号は原案の通り承認されました。

◆日程第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第17、承認第11号、「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第11号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市文化財保護審議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市文化財保護審議会委員に任命するものの一覧でございます。田中教恵様他6名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第11号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案の通り承認されました。

◆日程第18 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第18、承認第12号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

承認第12号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分するものであります。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館運営委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。小枝憲一様他5名となっております。任期が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

新任の山下佳子様以外は再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第12号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第12号は原案の通り承認されました。

◆日程第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 19、承認第 13 号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第13号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館美術品収集委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。田中教恵様他3名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第13号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第13号は原案の通り承認されました。

◆日程第20 議案第16号 令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第20 議案第16号、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、議案第16号についてご説明いたします。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、岐阜県教育委員会から意見を求められたので、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置に関し、別紙の通り決定することについてお諮りするものです。

次のページをご覧ください。飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。1、2、3とありますが順にご説明いたします。

- 1、飛騨市教育委員会は、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、飛騨採択地区の各市村において、種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約に基づき、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を設置することに同意します。1つ目につきましては、飛騨地区4市村で同一の教科書を採択するということが規定してあります。
- 2、飛騨市教育委員会は、令和8年度使用教科用図書に関する飛騨市教育委員会の採択にあたって、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の協議の結果を尊重することに同意する。ということで、飛騨地区の採択協議会の審議結果に飛騨市教育委員会としても同意をすることが、ここに書かれております。
- 3、飛騨市教育委員会は、令和7年度教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員について次のものを選出します。5名の方を選出いたします。まず、1、市村教育委員会の教育長として、下出尚弘教育長。2、市村教育委員会の教育委員としまして谷口陽信委員。3、市村教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員として、平澤啓介学校教育課長。4、採択地区内の小中学校の校長及び教頭として、飛騨地区小中

学校教頭会代表、北平明美教頭。5、各市町村の学識経験者及び保護者代表について、飛騨市PTA連合会子育て代表、長尾朱さん。以上の5名を選出します。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございますか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。岐阜県教科用図書採択協議会ということですが、昨年、一昨年とやらせていただいたんですけども今年の内容はまた変わっているのかと思うのですが、内容の方をお聞かせください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ご質問ありがとうございます。小中学校の教科書の採択につきましては、採択する教科書を変更する年と継続して使う年がございます、1度採択したものについては4年間継続して使うことが原則となっております。小学校につきましては、一昨年度審議をいただきまして新たな教科書を令和6年から使用しております、令和7年も継続しております。ですので、令和9年までは同じ教科書を継続使用することとなっております。また中学校については、昨年度審議をしていただきまして、令和7年度から4年間使用することとなっておりますので、この間の採択が変わることがない年については、その年に使用した教科書が使用に供する上で問題がないかというような確認をしていただいて、問題がない場合は継続して採択をするというようなことでお諮りすることになると思います。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

その他質疑はございますでしょうか

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第16号は原案の通り、設置してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案の通り、決定しました。

◎教育長（下出 尚弘）

本日の議事日程はすべて終了しました。委員の皆様、事務局、議案の他に何かございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

ないようですので、これもちまして、令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を閉会といたします。皆様ありがとうございました。

閉 会 午後2時27分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員

飛騨市教育委員会教育長

## 令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年4月14日（月） 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘  
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子、谷口 陽信
- 4 説明のため出席した者の職氏名  
事務局長兼教育総務課長 大庭 久幸  
次長兼生涯学習課長 柚原 徹守  
次長兼学校教育課長 平澤 啓介  
参事兼教育総務課長 忍 哲也  
文化振興課長 尾賀 寿治  
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子

### 6 議事日程

開会

- 第1 会議時間の決定
- 第2 議事録署名者の指名
- 第3 前回議事録の承認
- 第4 教育長の報告
- 第5 教育長の職務代理者の指名について
- 第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について
- 第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について
- 第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出について
- 第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）
- 第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）
- 第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

- 第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）
- 第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）
- 第 14 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童・要保護生徒の認定について）
- 第 15 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協働活動推進員の委嘱について）
- 第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）
- 第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の委嘱について）
- 第 18 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）
- 第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）
- 第 20 議案第 16 号 令和 7 年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

閉会

## 7 議事録

### ◎教育長（下出 尚弘）

皆さまこんにちは。お疲れさまでございます。本日の出席委員は全員でございます。本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### ◆日程第1 会議時間の決定

### ◎教育長（下出 尚弘）

日程第1「会議時間の決定」を議題とします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2「議事録署名者の指名」を議題とします。

会議規則第35条第2項の規定により、本会議の議事録署名者に、向川原眞郷委員を指名しますのでよろしくお願いします。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3「前回議事録の承認」を議題とします。

お手元にごございます令和7年第3回飛騨市教育委員会定例会の議事録をお願いします。

皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

では、ご異議なしと認めます。よって、前回議事録については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4「教育長の報告」を議題といたします。

ではお手元の資料教育長報告をご覧ください。令和7年3月25日から令和7年4月11日までについて報告させていただきます。3月27日には、新谷育英会の理事会に出席させていただきました。あと記載の通りでございます。4月1日、令和7年度がスタートいたしました。教職員につきましては、転入職員が24名、新規採用3名、計27名による着任式を行いました。4月3日、宮川保育園の開所式が宮川保育園でございまして、入園した園児が4名年中1名で計5名の園児のもと、開所式が大変にぎやかに盛大に行われました。

4月9日には市内小中学校の入学式、河合小、山之村小学校除くものですが、教育委員の皆様にはご参列いただき、また教育委員会告辞を述べていただきました。ありがとうございます。以上で報告を終わらせていただきますが、これより教育長報告の質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

今年からスタートする時期をずらしていただいて、少し余裕を持ってスタートできるというわけでしたが、まだ学校も始まったばかりなのですが、もしこのような意見があるとか、こんな効果があるとかあれば聞かせてもらえればと思います。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

始業式・入学式の日を動かしたという件についてですが、現時点で学校からは、まず土日を除いて年度当初の準備に当たる期間が5日間は十分に確保できるという点と、特に小学校においてこれまでは午前中に着任式、始業式、入学式という大きな3つの式を短時間の間に行っておりましたが、入学式が翌日になったことでその準備も含めて進級してきた子供たちとの始業式をじっくりと行えるということと、入学式についてもバタバタせずに落ち着いた中で実施ができたと報告を受けております。

◎教育長（下出 尚弘）

その他何かございますでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了します。

◆日程第5 教育長の職務代理者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第5「教育長の職務代理者の指名について」を議題とします。会議規則第2条の規定により教育長の職務代理者に、向川原眞郷委員を指名したいと考えております。

お諮りします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する教育長の職務代理者については、向川原眞郷委員としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、教育長職務代理者については、向川原眞郷委員にお願いすることになりましたのでよろしくお願いします。

◆日程第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6「飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員に、牛丸洋子委員を指名したいと考えております。

お諮りします。飛騨市育英基金運用規則第4条に規定する、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員にお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

◆日程第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7「飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員に平澤千人委員を指名したいと考えております。お諮りします。飛騨市教員住宅管理規則第5条に規定する、飛騨市教員住宅入居者選考委員会委員については、平澤千人委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員については、平澤千人委員にお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

◆日程第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第8「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出」を議題とします。  
議題の岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、教育長が指名したいと考えますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、谷口陽信委員を指名してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員については、谷口陽信委員にお願いすることになりましたのでよろしく願いいたします。

◆日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。） ※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

忍教育総務課長。 ※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎教育総務課長（忍 哲也）

教育総務課長の忍でございます。よろしくお願いいたします。それでは承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱についてご説明をいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページをよろしくお願いいたします。

こちらは専決処分書でございます。次のページをお願いします。こちらから3ページございますが、各給食センターの運営委員の委員に委嘱する方の名簿でございます。1枚目につきましては神岡給食センターに係るものでございまして、愛知慶介様他5名でございます。次のページをお願いします。こちらは河合給食センター運営委員の委員でございまして、田中孝枝様他5名でございます。次は山之村に関するものでございまして、中島英人様他3名でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第3号は原案の通り、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案の通り承認されました。

◆日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第10、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和7年度飛騨市立小中

学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命についてお願いいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。専決処分書がございます。令和7年度飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページに一覧表がございます。市内9つの小中学校について、スクールカウンセラー3名、スクール相談員2名、それぞれ配置をいたしました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第4号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案の通り承認されました。

◆日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第11、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてお諮りします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。学校保健安全法第23条の規定による飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決

処分をいたしました。次のページをご覧ください。まず、学校医について、紺田健彦医師を初め、7名の医師をそれぞれの学校に委嘱しております。学校歯科医について高島康尋歯科医をはじめ5名の歯科医について委嘱しております。学校薬剤師について、清水諒薬剤師をはじめ、6名の薬剤師を各学校の薬剤師として委嘱しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第5号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案の通り承認されました。

◆日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第12号、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第6号についてご説明いたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたのでこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書があります。飛騨市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則第3条の規定に基づき、下記の通り学校運営協議会を設置し、同規則第7条の規定による飛騨市学校運営協議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分しました。学校運営協議会を1校で1つ設置する学校については、古川小学校、古川西小

学校、河合小学校、宮川小学校、古川中学校としております。また、学校運営協議会を2校で1つ設置する学校については、神岡小学校と神岡中学校、山村小学校と山村中学校としております。

次ページをご覧ください。各学校運営協議会の委員の一覧がございます。古川小学校については、渡邊登紀夫さんをはじめ、他8名の委員を任命させていただきました。古川西小学校については、山本哲朗さんをはじめ、他11名の委員を任命しております。河合小学校については、野村俊巳さんをはじめ、他9名の委員を任命しております。宮川小学校については、平澤千人さんをはじめ、他12名の委員を任命しております。古川中学校については、北平修子さんをはじめ、他10名の委員を任命しております。神岡小学校、神岡中学校については、福永聡さんをはじめ、他14名の委員を任命しております。山之村小学校中学校については、石橋智さんをはじめ、他10名を委員として任命しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

この議題に関わってという話ではないこともない話ですが、各学校が学校運営協議会を設置して学校の運営について、多方面からのご意見を伺って実際に権限を持って学校運営に関わっているということだと思うんですが、前回も子どもの人数が激減する話をさせていただいたわけですが、山之村小中学校の状況や神岡町内の小中学校の状況等、そういった点で今のままの学校の維持ということはなかなか難しいところがあるのではないかとこのときに、この古川エリアと神岡エリアというところを、なかなか1つの学区としてとらえることって非常に難しいところがあります。そうすると、令和6年に生まれた子供が6人か7人という状況が、実際に学齢期になってきた段階に今の学校を維持するということがかなり難しい状況は予想されるわけですので、そのことについての住民からの意識というかそういうことも非常に重要な要素なので、今後それに関わる検討会というか、検討するための組織を少なくとも作って向かっていかないといけないのではないかと思います。もしそのことについて今の教育委員会としてのスタンスがあれば教えてください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。ありがとうございます。学校を今後どのように運営していくかということだと思いますけども、現時点で市長としましては、住民の皆さん、或いは保護者の皆さんから何らかの意向がない限りは、行政主導での統廃合ということについては行わないとい

うことを明言されております。その上でですが、今委員さんおっしゃったような子どもの数が減ってきているというような状況が顕著に現れてきておりますので、まずは数年後の児童生徒数の変化を含め、それぞれの学校区で今後児童生徒数がどのように変化していくかということを、まず保護者或いは地域の住民の方にお知らせすることが必要だと思っております。その上でどういう学校のあり方が望ましいのか。これは予断をもってではなくて、何か行政としてこういうふうにしたいという提案を含まない形で住民の方のご意向を聞きながら、今後の方針について定めていく必要があるととらえておりますので、今後そういったステップを踏みながら進めて参りたいと思っております。

◎教育委員（向川原 眞郷）

そうすると、ある程度その状況は予測がつくことなので、行政としてこういうことなので向かったらどうだという話ではなくて、現状こういうことが当然予想されてくるというその近未来のところで皆さんがどのように考えるかというような、住民主導というか住民の方の意見を集約というか、まずはそういったものをとらえていくような組織になるのか何らかの方法をとるのかはわかりませんが、その辺りはそういうスタイルで進むということですね。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい

◎教育長（下出 尚弘）

今の件につきましては、前回の教育委員会定例会の折にも牛丸委員の方から質問がありましたが、3月の総合政策審議会の折にも、林委員から、神岡の小中学校、また山之村小中学校の今後のあり方について質問がありまして、今の平澤学校教育課長が述べたことを私もお話をし、市長の方からも話があったということです。その上で私から林委員には、今後の状況をしっかりと数字でも表した上で、学校運営協議会との協議について進めていきたいということは述べさせていただきました。

◎教育長（下出 尚弘）

その他ございませんでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。  
お諮りします。承認第6号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案の通り承認されました。

◆日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第13、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第7号についてご説明申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。飛騨市教育支援委員会規則第3条の規定による飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページをご覧ください。4ページにわたって名簿がございます。紺田建彦 飛騨市医師会会長をはじめ、他19名の各職の代表の方を委員として委嘱させていただきました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第7号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案の通り承認されました。

◆日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童保護生徒の認定について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第14、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続いて承認第8号についてご説明を申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書がございます。飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則第5条第1項の規定による令和7年度飛騨市準要保護児童の認定について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページから2ページにわたって名簿がございます。

まず、飛騨市要保護児童に認定するものとしまして神岡中学校の児童1名を認定しております。続きまして準要保護に認定するものとしまして、各小学校そちらにございます通り古川小学校13名、古川西小学校20名、河合小学校1名、宮川小学校1名、神岡小学校22名、合計57名を認定しております。

次のページをご覧ください。同じく中学校につきましては、古川中学校20名、神岡中学校9名で合わせて29名を認定しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第8号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって承認第8号は原案の通り承認されました。

◆日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協活動推進員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第15、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協活動推進委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

それでは承認第9号についてご説明申し上げます。飛騨市地域学校協活動推進委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。専決処分書の通り、飛騨市地域学校協活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、各学校区の校長の推薦により、令和7年4月1日に別紙の29名の方に委嘱しております。任期は令和8年3月31日までの1年間です。

次ページをお願いします。古川小学校区4名の方でこのうち新任が中畑真由美さんです。次ページ古川西小学校区5名の方で新任が田中晃子さん。次ページ河合小学校区3名の方はいずれも再任です。次ページ宮川小学校区3名の方で、こちらもいずれも再任です。次ページの古川中学校区4名の方で、いずれも再任です。次ページ神岡小学校区及び神岡中学校区の6名の方で見代浩世希さんが新任です。次ページ山之村小学校区及び山之村中学校区は4名の方で、いずれも再任になります。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第9号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第9号は原案の通り承認されました。

◆日程第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第16、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは承認第10号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものであります。次のページをお願いいたします。江馬氏城館跡整備委員会委員に委嘱する者の一覧でございます。新任として林直康様に委嘱させていただいております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第10号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第10号は原案の通り承認されました。

◆日程第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第17、承認第11号、「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第11号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市文化財保護審議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市文化財保護審議会委員に任命するものの一覧でございます。田中教恵様他6名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第11号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案の通り承認されました。

◆日程第18 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第18、承認第12号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

承認第12号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分するものであります。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館運営委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。小枝憲一様他5名となっております。任期が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

新任の山下佳子様以外は再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第12号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第12号は原案の通り承認されました。

◆日程第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 19、承認第 13 号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第13号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館美術品収集委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。田中教恵様他3名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第13号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第13号は原案の通り承認されました。

◆日程第20 議案第16号 令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第20 議案第16号、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、議案第16号についてご説明いたします。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、岐阜県教育委員会から意見を求められたので、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置に関し、別紙の通り決定することについてお諮りするものです。

次のページをご覧ください。飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。1、2、3とありますが順にご説明いたします。

- 1、飛騨市教育委員会は、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、飛騨採択地区の各市村において、種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約に基づき、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を設置することに同意します。1つ目につきましては、飛騨地区4市村で同一の教科書を採択するということが規定してあります。
- 2、飛騨市教育委員会は、令和8年度使用教科用図書に関する飛騨市教育委員会の採択にあたって、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の協議の結果を尊重することに同意する。ということで、飛騨地区の採択協議会の審議結果に飛騨市教育委員会としても同意をすることが、ここに書かれております。
- 3、飛騨市教育委員会は、令和7年度教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員について次のものを選出します。5名の方を選出いたします。まず、1、市村教育委員会の教育長として、下出尚弘教育長。2、市村教育委員会の教育委員としまして谷口陽信委員。3、市村教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員として、平澤啓介学校教育課長。4、採択地区内の小中学校の校長及び教頭として、飛騨地区小中

学校教頭会代表、北平明美教頭。5、各市町村の学識経験者及び保護者代表について、飛騨市PTA連合会子育て代表、長尾朱さん。以上の5名を選出します。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございますか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。岐阜県教科用図書採択協議会ということですが、昨年、一昨年とやらせていただいたんですけども今年の内容はまた変わっているのかと思うのですが、内容の方をお聞かせください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ご質問ありがとうございます。小中学校の教科書の採択につきましては、採択する教科書を変更する年と継続して使う年がございます、1度採択したものについては4年間継続して使うことが原則となっております。小学校につきましては、一昨年度審議をいただきまして新たな教科書を令和6年から使用しております、令和7年も継続しております。ですので、令和9年までは同じ教科書を継続使用することとなっております。また中学校については、昨年度審議をしていただきまして、令和7年度から4年間使用することとなっておりますので、この間の採択が変わることがない年については、その年に使用した教科書が使用に供する上で問題がないかというような確認をしていただいて、問題がない場合は継続して採択をするというようなことでお諮りすることになると思います。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

その他質疑はございますでしょうか

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第16号は原案の通り、設置してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案の通り、決定しました。

◎教育長（下出 尚弘）

本日の議事日程はすべて終了しました。委員の皆様、事務局、議案の他に何かございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

ないようですので、これもちまして、令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を閉会といたします。皆様ありがとうございました。

閉 会 午後2時27分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員

飛騨市教育委員会教育長

## 令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年4月14日（月） 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘  
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子、谷口 陽信
- 4 説明のため出席した者の職氏名  
事務局長兼教育総務課長 大庭 久幸  
次長兼生涯学習課長 柚原 徹守  
次長兼学校教育課長 平澤 啓介  
参事兼教育総務課長 忍 哲也  
文化振興課長 尾賀 寿治  
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子

### 6 議事日程

開会

- 第1 会議時間の決定
- 第2 議事録署名者の指名
- 第3 前回議事録の承認
- 第4 教育長の報告
- 第5 教育長の職務代理者の指名について
- 第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について
- 第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について
- 第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出について
- 第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）
- 第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）
- 第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

- 第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）
- 第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）
- 第 14 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童・要保護生徒の認定について）
- 第 15 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協働活動推進員の委嘱について）
- 第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）
- 第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の委嘱について）
- 第 18 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）
- 第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）
- 第 20 議案第 16 号 令和 7 年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

閉会

## 7 議事録

### ◎教育長（下出 尚弘）

皆さまこんにちは。お疲れさまでございます。本日の出席委員は全員でございます。本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### ◆日程第1 会議時間の決定

### ◎教育長（下出 尚弘）

日程第1「会議時間の決定」を議題とします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2「議事録署名者の指名」を議題とします。

会議規則第35条第2項の規定により、本会議の議事録署名者に、向川原眞郷委員を指名しますのでよろしくお願いします。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3「前回議事録の承認」を議題とします。

お手元にございます令和7年第3回飛騨市教育委員会定例会の議事録をお願いします。

皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

では、ご異議なしと認めます。よって、前回議事録については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4「教育長の報告」を議題といたします。

ではお手元の資料教育長報告をご覧ください。令和7年3月25日から令和7年4月11日までについて報告させていただきます。3月27日には、新谷育英会の理事会に出席させていただきました。あと記載の通りでございます。4月1日、令和7年度がスタートいたしました。教職員につきましては、転入職員が24名、新規採用3名、計27名による着任式を行いました。4月3日、宮川保育園の開所式が宮川保育園でございまして、入園した園児が4名年中1名で計5名の園児のもと、開所式が大変にぎやかに盛大に行われました。

4月9日には市内小中学校の入学式、河合小、山之村小学校除くものですが、教育委員の皆様にはご参列いただき、また教育委員会告辞を述べていただきました。ありがとうございます。以上で報告を終わらせていただきますが、これより教育長報告の質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

今年からスタートする時期をずらしていただいて、少し余裕を持ってスタートできるというわけでしたが、まだ学校も始まったばかりなのですが、もしこのような意見があるとか、こんな効果があるとかあれば聞かせてもらえればと思います。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

始業式・入学式の日を動かしたという件についてですが、現時点で学校からは、まず土日を除いて年度当初の準備に当たる期間が5日間は十分に確保できるという点と、特に小学校においてこれまでは午前中に着任式、始業式、入学式という大きな3つの式を短時間の間に行っておりましたが、入学式が翌日になったことでその準備も含めて進級してきた子供たちとの始業式をじっくりと行えるということと、入学式についてもバタバタせずに落ち着いた中で実施ができたと報告を受けております。

◎教育長（下出 尚弘）

その他何かございますでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了します。

◆日程第5 教育長の職務代理者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第5「教育長の職務代理者の指名について」を議題とします。会議規則第2条の規定により教育長の職務代理者に、向川原眞郷委員を指名したいと考えております。

お諮りします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する教育長の職務代理者については、向川原眞郷委員としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、教育長職務代理者については、向川原眞郷委員にお願いすることになりましたのでよろしくをお願いします。

◆日程第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6「飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員に、牛丸洋子委員を指名したいと考えております。

お諮りします。飛騨市育英基金運用規則第4条に規定する、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員にお願いすることになりましたので、よろしく願いいたします。

◆日程第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7「飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員に平澤千人委員を指名したいと考えております。お諮りします。飛騨市教員住宅管理規則第5条に規定する、飛騨市教員住宅入居者選考委員会委員については、平澤千人委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。  
よって、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員については、平澤千人委員にお願いすることになりましたので、よろしく願いいたします。

◆日程第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第8「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出」を議題とします。  
議題の岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、教育長が指名したいと考えますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、谷口陽信委員を指名してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員については、谷口陽信委員にお願いすることになりましたのでよろしくお願いいたします。

◆日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。） ※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

忍教育総務課長。 ※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎教育総務課長（忍 哲也）

教育総務課長の忍でございます。よろしくお願いいたします。それでは承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱についてご説明をいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページをよろしくお願いいたします。

こちらは専決処分書でございます。次のページをお願いします。こちらから3ページございますが、各給食センターの運営委員の委員に委嘱する方の名簿でございます。1枚目につきましては神岡給食センターに係るものでございまして、愛知慶介様他5名でございます。次のページをお願いします。こちらは河合給食センター運営委員の委員でございまして、田中孝枝様他5名でございます。次は山之村に関するものでございまして、中島英人様他3名でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第3号は原案の通り、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案の通り承認されました。

◆日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第10、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和7年度飛騨市立小中

学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命についてお願いいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。専決処分書がございます。令和7年度飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページに一覧表がございます。市内9つの小中学校について、スクールカウンセラー3名、スクール相談員2名、それぞれ配置をいたしました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第4号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案の通り承認されました。

◆日程第 11 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第11、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてお諮りします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。学校保健安全法第23条の規定による飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決

処分をいたしました。次のページをご覧ください。まず、学校医について、紺田健彦医師を初め、7名の医師をそれぞれの学校に委嘱しております。学校歯科医について高島康尋歯科医をはじめ5名の歯科医について委嘱しております。学校薬剤師について、清水諒薬剤師をはじめ、6名の薬剤師を各学校の薬剤師として委嘱しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第5号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案の通り承認されました。

◆日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第12号、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第6号についてご説明いたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたのでこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書があります。飛騨市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則第3条の規定に基づき、下記の通り学校運営協議会を設置し、同規則第7条の規定による飛騨市学校運営協議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分しました。学校運営協議会を1校で1つ設置する学校については、古川小学校、古川西小

学校、河合小学校、宮川小学校、古川中学校としております。また、学校運営協議会を2校で1つ設置する学校については、神岡小学校と神岡中学校、山村小学校と山村中学校としております。

次ページをご覧ください。各学校運営協議会の委員の一覧がございます。古川小学校については、渡邊登紀夫さんをはじめ、他8名の委員を任命させていただきました。古川西小学校については、山本哲朗さんをはじめ、他11名の委員を任命しております。河合小学校については、野村俊巳さんをはじめ、他9名の委員を任命しております。宮川小学校については、平澤千人さんをはじめ、他12名の委員を任命しております。古川中学校については、北平修子さんをはじめ、他10名の委員を任命しております。神岡小学校、神岡中学校については、福永聡さんをはじめ、他14名の委員を任命しております。山之村小学校中学校については、石橋智さんをはじめ、他10名を委員として任命しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

この議題に関わってという話ではないこともない話ですが、各学校が学校運営協議会を設置して学校の運営について、多方面からのご意見を伺って実際に権限を持って学校運営に関わっているということだと思うんですが、前回も子どもの人数が激減する話をさせていただいたわけですが、山之村小中学校の状況や神岡町内の小中学校の状況等、そういった点で今のままの学校の維持ということはなかなか難しいところがあるのではないかというときに、この古川エリアと神岡エリアというところを、なかなか1つの学区としてとらえることって非常に難しいところがあります。そうすると、令和6年に生まれた子供が6人か7人という状況が、実際に学齢期になってきた段階に今の学校を維持するということがかなり難しい状況は予想されるわけですので、そのことについての住民からの意識というかそういうことも非常に重要な要素なので、今後それに関わる検討会というか、検討するための組織を少なくとも作って向かっていかないといけないのではないかと思います。もしそのことについて今の教育委員会としてのスタンスがあれば教えてください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。ありがとうございます。学校を今後どのように運営していくかということだと思いますけども、現時点で市長としましては、住民の皆さん、或いは保護者の皆さんから何らかの意向がない限りは、行政主導での統廃合ということについては行わないとい

うことを明言されております。その上でですが、今委員さんおっしゃったような子どもの数が減ってきているというような状況が顕著に現れてきておりますので、まずは数年後の児童生徒数の変化を含め、それぞれの学校区で今後児童生徒数がどのように変化していくかということを、まず保護者或いは地域の住民の方にお知らせすることが必要だと思っております。その上でどういう学校のあり方が望ましいのか。これは予断をもってではなくて、何か行政としてこういうふうにしたいという提案を含まない形で住民の方のご意向を聞きながら、今後の方針について定めていく必要があるととらえておりますので、今後そういったステップを踏みながら進めて参りたいと思っております。

◎教育委員（向川原 眞郷）

そうすると、ある程度その状況は予測がつくことなので、行政としてこういうことなので向かったらどうだという話ではなくて、現状こういうことが当然予想されてくるというその近未来のところで皆さんがどのように考えるかというような、住民主導というか住民の方の意見を集約というか、まずはそういったものをとらえていくような組織になるのか何らかの方法をとるのかはわかりませんが、その辺りはそういうスタイルで進むということですね。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい

◎教育長（下出 尚弘）

今の件につきましては、前回の教育委員会定例会の折にも牛丸委員の方から質問がありましたが、3月の総合政策審議会の折にも、林委員から、神岡の小中学校、また山之村小中学校の今後のあり方について質問がありまして、今の平澤学校教育課長が述べたことを私もお話をし、市長の方からも話があったということです。その上で私から林委員には、今後の状況をしっかりと数字でも表した上で、学校運営協議会との協議について進めていきたいということは述べさせていただきました。

◎教育長（下出 尚弘）

その他ございませんでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。  
お諮りします。承認第6号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案の通り承認されました。

◆日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第13、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第7号についてご説明申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。飛騨市教育支援委員会規則第3条の規定による飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページをご覧ください。4ページにわたって名簿がございます。紺田建彦 飛騨市医師会会長をはじめ、他19名の各職の代表の方を委員として委嘱させていただきました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第7号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案の通り承認されました。

◆日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童保護生徒の認定について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第14、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続いて承認第8号についてご説明を申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書がございます。飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則第5条第1項の規定による令和7年度飛騨市準要保護児童の認定について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページから2ページにわたって名簿がございます。

まず、飛騨市要保護児童に認定するものとしまして神岡中学校の児童1名を認定しております。続きまして準要保護に認定するものとしまして、各小学校そちらにございます通り古川小学校13名、古川西小学校20名、河合小学校1名、宮川小学校1名、神岡小学校22名、合計57名を認定しております。

次のページをご覧ください。同じく中学校につきましては、古川中学校20名、神岡中学校9名で合わせて29名を認定しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第8号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって承認第8号は原案の通り承認されました。

◆日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協活動推進員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第15、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協活動推進委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

それでは承認第9号についてご説明申し上げます。飛騨市地域学校協活動推進委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。専決処分書の通り、飛騨市地域学校協活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、各学区の校長の推薦により、令和7年4月1日に別紙の29名の方に委嘱しております。任期は令和8年3月31日までの1年間です。

次ページをお願いします。古川小学校区4名の方でこのうち新任が中畑真由美さんです。次ページ古川西小学校区5名の方で新任が田中晃子さん。次ページ河合小学校区3名の方はいずれも再任です。次ページ宮川小学校区3名の方で、こちらもいずれも再任です。次ページの古川中学校区4名の方で、いずれも再任です。次ページ神岡小学校区及び神岡中学校区の6名の方で見代浩世希さんが新任です。次ページ山之村小学校区及び山之村中学校区は4名の方で、いずれも再任になります。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第9号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第9号は原案の通り承認されました。

◆日程第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第16、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは承認第10号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものであります。次のページをお願いいたします。江馬氏城館跡整備委員会委員に委嘱する者の一覧でございます。新任として林直康様に委嘱させていただいております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第10号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第10号は原案の通り承認されました。

◆日程第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第17、承認第11号、「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第11号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市文化財保護審議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市文化財保護審議会委員に任命するものの一覧でございます。田中教恵様他6名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第11号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案の通り承認されました。

◆日程第18 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第18、承認第12号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

承認第12号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分するものであります。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館運営委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。小枝憲一様他5名となっております。任期が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

新任の山下佳子様以外は再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第12号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第12号は原案の通り承認されました。

◆日程第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 19、承認第 13 号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第13号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館美術品収集委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。田中教恵様他3名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第13号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第13号は原案の通り承認されました。

◆日程第20 議案第16号 令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第20 議案第16号、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、議案第16号についてご説明いたします。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、岐阜県教育委員会から意見を求められたので、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置に関し、別紙の通り決定することについてお諮りするものです。

次のページをご覧ください。飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。1、2、3とありますが順にご説明いたします。

- 1、飛騨市教育委員会は、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、飛騨採択地区の各市村において、種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約に基づき、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を設置することに同意します。1つ目につきましては、飛騨地区4市村で同一の教科書を採択するということが規定してあります。
- 2、飛騨市教育委員会は、令和8年度使用教科用図書に関する飛騨市教育委員会の採択にあたって、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の協議の結果を尊重することに同意する。ということで、飛騨地区の採択協議会の審議結果に飛騨市教育委員会としても同意をすることが、ここに書かれております。
- 3、飛騨市教育委員会は、令和7年度教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員について次のものを選出します。5名の方を選出いたします。まず、1、市村教育委員会の教育長として、下出尚弘教育長。2、市村教育委員会の教育委員としまして谷口陽信委員。3、市村教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員として、平澤啓介学校教育課長。4、採択地区内の小中学校の校長及び教頭として、飛騨地区小中

学校教頭会代表、北平明美教頭。5、各市町村の学識経験者及び保護者代表について、飛騨市PTA連合会子育て代表、長尾朱さん。以上の5名を選出します。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございますか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。岐阜県教科用図書採択協議会ということですが、昨年、一昨年とやらせていただいたんですけども今年の内容はまた変わっているのかと思うのですが、内容の方をお聞かせください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ご質問ありがとうございます。小中学校の教科書の採択につきましては、採択する教科書を変更する年と継続して使う年がございます、1度採択したものについては4年間継続して使うことが原則となっております。小学校につきましては、一昨年度審議をいただきまして新たな教科書を令和6年から使用しております、令和7年も継続しております。ですので、令和9年までは同じ教科書を継続使用することとなっております。また中学校については、昨年度審議をしていただきまして、令和7年度から4年間使用することとなっておりますので、この間の採択が変わることがない年については、その年に使用した教科書が使用に供する上で問題がないかというような確認をしていただいて、問題がない場合は継続して採択をするというようなことでお諮りすることになると思います。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

その他質疑はございますでしょうか

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第16号は原案の通り、設置してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案の通り、決定しました。

◎教育長（下出 尚弘）

本日の議事日程はすべて終了しました。委員の皆様、事務局、議案の他に何かございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

ないようですので、これもちまして、令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を閉会といたします。皆様ありがとうございました。

閉 会 午後2時27分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員

飛騨市教育委員会教育長

## 令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年4月14日（月） 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘  
教育委員会委員 向川原 眞郷、平澤 千人、牛丸 洋子、谷口 陽信
- 4 説明のため出席した者の職氏名  
事務局長兼教育総務課長 大庭 久幸  
次長兼生涯学習課長 柚原 徹守  
次長兼学校教育課長 平澤 啓介  
参事兼教育総務課長 忍 哲也  
文化振興課長 尾賀 寿治  
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子

### 6 議事日程 開会

- 第1 会議時間の決定
- 第2 議事録署名者の指名
- 第3 前回議事録の承認
- 第4 教育長の報告
- 第5 教育長の職務代理者の指名について
- 第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について
- 第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について
- 第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出について
- 第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）
- 第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）
- 第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

- 第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）
- 第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）
- 第 14 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童・要保護生徒の認定について）
- 第 15 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協働活動推進員の委嘱について）
- 第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）
- 第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の委嘱について）
- 第 18 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）
- 第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）
- 第 20 議案第 16 号 令和 7 年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

閉会

## 7 議事録

### ◎教育長（下出 尚弘）

皆さまこんにちは。お疲れさまでございます。本日の出席委員は全員でございます。本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### ◆日程第1 会議時間の決定

### ◎教育長（下出 尚弘）

日程第1「会議時間の決定」を議題とします。

お諮りします。会議規則第15条の規定により、会議時間を午後3時30分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については午後3時30分までと決定しました。

◆日程第2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第2「議事録署名者の指名」を議題とします。

会議規則第35条第2項の規定により、本会議の議事録署名者に、向川原眞郷委員を指名しますのでよろしくお願いします。

◆日程第3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第3「前回議事録の承認」を議題とします。

お手元にごございます令和7年第3回飛騨市教育委員会定例会の議事録をお願いします。

皆様には事前に配布させていただきましたが、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

では、ご異議なしと認めます。よって、前回議事録については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長（下出 尚弘）

日程第4「教育長の報告」を議題といたします。

ではお手元の資料教育長報告をご覧ください。令和7年3月25日から令和7年4月11日までについて報告させていただきます。3月27日には、新谷育英会の理事会に出席させていただきました。あと記載の通りでございます。4月1日、令和7年度がスタートいたしました。教職員につきましては、転入職員が24名、新規採用3名、計27名による着任式を行いました。4月3日、宮川保育園の開所式が宮川保育園でございまして、入園した園児が4名年中1名で計5名の園児のもと、開所式が大変にぎやかに盛大に行われました。

4月9日には市内小中学校の入学式、河合小、山之村小学校除くものですが、教育委員の皆様にはご参列いただき、また教育委員会告辞を述べていただきました。ありがとうございます。以上で報告を終わらせていただきますが、これより教育長報告の質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

今年からスタートする時期をずらしていただいて、少し余裕を持ってスタートできるというわけでしたが、まだ学校も始まったばかりなのですが、もしこのような意見があるとか、こんな効果があるとかあれば聞かせてもらえればと思います。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

始業式・入学式の日を動かしたという件についてですが、現時点で学校からは、まず土日を除いて年度当初の準備に当たる期間が5日間は十分に確保できるという点と、特に小学校においてこれまでは午前中に着任式、始業式、入学式という大きな3つの式を短時間の間に行っておりましたが、入学式が翌日になったことでその準備も含めて進級してきた子供たちとの始業式をじっくりと行えるということと、入学式についてもバタバタせずに落ち着いた中で実施ができたと報告を受けております。

◎教育長（下出 尚弘）

その他何かございますでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了します。

◆日程第5 教育長の職務代理者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

では続きまして、日程第5「教育長の職務代理者の指名について」を議題とします。会議規則第2条の規定により教育長の職務代理者に、向川原眞郷委員を指名したいと考えております。

お諮りします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する教育長の職務代理者については、向川原眞郷委員としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、教育長職務代理者については、向川原眞郷委員にお願いすることになりましたのでよろしくをお願いします。

◆日程第6 飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6「飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員に、牛丸洋子委員を指名したいと考えております。

お諮りします。飛騨市育英基金運用規則第4条に規定する、飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって飛騨市育英基金貸付生選考委員会委員については、牛丸洋子委員にお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

◆日程第7 飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7「飛騨市教員住宅入居選考委員会委員の指名について」を議題とします。  
会議規則第3条の規定により、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員に平澤千人委員を指名したいと考えております。お諮りします。飛騨市教員住宅管理規則第5条に規定する、飛騨市教員住宅入居者選考委員会委員については、平澤千人委員としてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、飛騨市教員住宅入居選考委員会委員については、平澤千人委員にお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

◆日程第8 岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第8「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出」を議題とします。  
議題の岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、教育長が指名したいと考えますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員の選出については、会議規則第3条の規定を準用し、谷口陽信委員を指名してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員については、谷口陽信委員にお願いすることになりましたのでよろしく願いいたします。

◆日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。） ※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

忍教育総務課長。 ※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎教育総務課長（忍 哲也）

教育総務課長の忍でございます。よろしくお願いいたします。それでは承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市神岡給食センター及び飛騨市河合給食センターの学校給食センター運営委員会の委員並びに山之村学校給食会議の委員の委嘱についてご説明をいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。次のページをよろしくお願いいたします。

こちらは専決処分書でございます。次のページをお願いします。こちらから3ページございますが、各給食センターの運営委員の委員に委嘱する方の名簿でございます。1枚目につきましては神岡給食センターに係るものでございまして、愛知慶介様他5名でございます。次のページをお願いします。こちらは河合給食センター運営委員の委員でございまして、田中孝枝様他5名でございます。次は山之村に関するものでございまして、中島英人様他3名でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第3号は原案の通り、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案の通り承認されました。

◆日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第10、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、令和7年度飛騨市立小中

学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命についてお願いいたします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。専決処分書がございます。令和7年度飛騨市立小中学校スクールカウンセラー及びスクール相談員の任命について、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページに一覧表がございます。市内9つの小中学校について、スクールカウンセラー3名、スクール相談員2名、それぞれ配置をいたしました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第4号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案の通り承認されました。

◆日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第11、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてお諮りします。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。学校保健安全法第23条の規定による飛騨市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決

処分をいたしました。次のページをご覧ください。まず、学校医について、紺田健彦医師を初め、7名の医師をそれぞれの学校に委嘱しております。学校歯科医について高島康尋歯科医をはじめ5名の歯科医について委嘱しております。学校薬剤師について、清水諒薬剤師をはじめ、6名の薬剤師を各学校の薬剤師として委嘱しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第5号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案の通り承認されました。

◆日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第12号、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第6号についてご説明いたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市立学校における学校運営協議会の設置及び委員の任命についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたのでこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書があります。飛騨市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則第3条の規定に基づき、下記の通り学校運営協議会を設置し、同規則第7条の規定による飛騨市学校運営協議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分しました。学校運営協議会を1校で1つ設置する学校については、古川小学校、古川西小

学校、河合小学校、宮川小学校、古川中学校としております。また、学校運営協議会を2校で1つ設置する学校については、神岡小学校と神岡中学校、山村小学校と山村中学校としております。

次ページをご覧ください。各学校運営協議会の委員の一覧がございます。古川小学校については、渡邊登紀夫さんをはじめ、他8名の委員を任命させていただきました。古川西小学校については、山本哲朗さんをはじめ、他11名の委員を任命しております。河合小学校については、野村俊巳さんをはじめ、他9名の委員を任命しております。宮川小学校については、平澤千人さんをはじめ、他12名の委員を任命しております。古川中学校については、北平修子さんをはじめ、他10名の委員を任命しております。神岡小学校、神岡中学校については、福永聡さんをはじめ、他14名の委員を任命しております。山之村小学校中学校については、石橋智さんをはじめ、他10名を委員として任命しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

この議題に関わってという話ではないこともない話ですが、各学校が学校運営協議会を設置して学校の運営について、多方面からのご意見を伺って実際に権限を持って学校運営に関わっているということだと思うんですが、前回も子どもの人数が激減する話をさせていただいたわけですが、山之村小中学校の状況や神岡町内の小中学校の状況等、そういった点で今のままの学校の維持ということはなかなか難しいところがあるのではないかとこのときに、この古川エリアと神岡エリアというところを、なかなか1つの学区としてとらえることって非常に難しいところがあります。そうすると、令和6年に生まれた子供が6人か7人という状況が、実際に学齢期になってきた段階に今の学校を維持するということがかなり難しい状況は予想されるわけですので、そのことについての住民からの意識というかそういうことも非常に重要な要素なので、今後それに関わる検討会というか、検討するための組織を少なくとも作って向かっていかないといけないのではないかと思います。もしそのことについて今の教育委員会としてのスタンスがあれば教えてください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。ありがとうございます。学校を今後どのように運営していくかということだと思いますけども、現時点で市長としましては、住民の皆さん、或いは保護者の皆さんから何らかの意向がない限りは、行政主導での統廃合ということについては行わないとい

うことを明言されております。その上でですが、今委員さんおっしゃったような子どもの数が減ってきているというような状況が顕著に現れてきておりますので、まずは数年後の児童生徒数の変化を含め、それぞれの学校区で今後児童生徒数がどのように変化していくかということを、まず保護者或いは地域の住民の方にお知らせすることが必要だと思っております。その上でどういう学校のあり方が望ましいのか。これは予断をもってではなくて、何か行政としてこういうふうにしたいという提案を含まない形で住民の方のご意向を聞きながら、今後の方針について定めていく必要があるととらえておりますので、今後そういったステップを踏みながら進めて参りたいと思っております。

◎教育委員（向川原 眞郷）

そうすると、ある程度その状況は予測がつくことなので、行政としてこういうことなので向かったらどうだという話ではなくて、現状こういうことが当然予想されてくるというその近未来のところで皆さんがどのように考えるかというような、住民主導というか住民の方の意見を集約というか、まずはそういったものをとらえていくような組織になるのか何らかの方法をとるのかはわかりませんが、その辺りはそういうスタイルで進むということですね。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい

◎教育長（下出 尚弘）

今の件につきましては、前回の教育委員会定例会の折にも牛丸委員の方から質問がありましたが、3月の総合政策審議会の折にも、林委員から、神岡の小中学校、また山之村小中学校の今後のあり方について質問がありまして、今の平澤学校教育課長が述べたことを私もお話をし、市長の方からも話があったということです。その上で私から林委員には、今後の状況をしっかりと数字でも表した上で、学校運営協議会との協議について進めていきたいということは述べさせていただきました。

◎教育長（下出 尚弘）

その他ございませんでしょうか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。  
お諮りします。承認第6号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案の通り承認されました。

◆日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程、第13、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

では続いて承認第7号についてご説明申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。飛騨市教育支援委員会規則第3条の規定による飛騨市教育支援委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページをご覧ください。4ページにわたって名簿がございます。紺田建彦 飛騨市医師会会長をはじめ、他19名の各職の代表の方を委員として委嘱させていただきました。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第7号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案の通り承認されました。

◆日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童保護生徒の認定について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第14、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市準要保護児童生徒の認定について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

はい。では続いて承認第8号についてご説明を申し上げます。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市準要保護児童生徒の認定についてでございます。飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書がございます。飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則第5条第1項の規定による令和7年度飛騨市準要保護児童の認定について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙の通り、令和7年4月1日専決処分をいたしました。次のページから2ページにわたって名簿がございます。

まず、飛騨市要保護児童に認定するものとしまして神岡中学校の児童1名を認定しております。続きまして準要保護に認定するものとしまして、各小学校そちらにございます通り古川小学校13名、古川西小学校20名、河合小学校1名、宮川小学校1名、神岡小学校22名、合計57名を認定しております。

次のページをご覧ください。同じく中学校につきましては、古川中学校20名、神岡中学校9名で合わせて29名を認定しております。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第8号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって承認第8号は原案の通り承認されました。

◆日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協働活動推進員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第15、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市地域学校協働活動推進委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（柚原 徹守）

それでは承認第9号についてご説明申し上げます。飛騨市地域学校協働活動推進委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。専決処分書の通り、飛騨市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、各学区の校長の推薦により、令和7年4月1日に別紙の29名の方に委嘱しております。任期は令和8年3月31日までの1年間です。

次ページをお願いします。古川小学校区4名の方でこのうち新任が中畑真由美さんです。次ページ古川西小学校区5名の方で新任が田中晃子さん。次ページ河合小学校区3名の方はいずれも再任です。次ページ宮川小学校区3名の方で、こちらもいずれも再任です。次ページの古川中学校区4名の方で、いずれも再任です。次ページ神岡小学校区及び神岡中学校区の6名の方で見代浩世希さんが新任です。次ページ山之村小学校区及び山之村中学校区は4名の方で、いずれも再任になります。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第9号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第9号は原案の通り承認されました。

◆日程第 16 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第16、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは承認第10号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、江馬氏城館跡整備委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものであります。次のページをお願いいたします。江馬氏城館跡整備委員会委員に委嘱する者の一覧でございます。新任として林直康様に委嘱させていただいております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第10号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第10号は原案の通り承認されました。

◆日程第 17 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第17、承認第11号、「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市文化財保護審議会委員の任命について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第11号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市文化財保護審議会委員の任命について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市文化財保護審議会委員に任命するものの一覧でございます。田中教恵様他6名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

では質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第11号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案の通り承認されました。

◆日程第18 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第18、承認第12号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

承認第12号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館運営委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分するものであります。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館運営委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。小枝憲一様他5名となっております。任期が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

新任の山下佳子様以外は再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第12号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第12号は原案の通り承認されました。

◆日程第 19 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 19、承認第 13 号「専決処分の承認を求めることについて（飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは、承認第13号をお願いいたします。専決処分の承認を求めることについて、飛騨市美術館美術品収集委員会委員の委嘱について、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年4月1日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。令和7年4月1日に専決処分したものでございます。次ページをお願いいたします。飛騨市美術館美術品収集委員会委員に委嘱するものの一覧でございます。田中教恵様他3名の方となっております。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。全員再任の方でございます。以上でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。承認第13号は原案の通り承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、承認第13号は原案の通り承認されました。

◆日程第20 議案第16号 令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第20 議案第16号、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

それでは、議案第16号についてご説明いたします。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、岐阜県教育委員会から意見を求められたので、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置に関し、別紙の通り決定することについてお諮りするものです。

次のページをご覧ください。飛騨地区採択協議会の設置についてでございます。1、2、3とありますが順にご説明いたします。

- 1、飛騨市教育委員会は、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置について、飛騨採択地区の各市村において、種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約に基づき、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を設置することに同意します。1つ目につきましては、飛騨地区4市村で同一の教科書を採択するということが規定してあります。
- 2、飛騨市教育委員会は、令和8年度使用教科用図書に関する飛騨市教育委員会の採択にあたって、令和7年度岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の協議の結果を尊重することに同意する。ということで、飛騨地区の採択協議会の審議結果に飛騨市教育委員会としても同意をすることが、ここに書かれております。
- 3、飛騨市教育委員会は、令和7年度教科用図書飛騨地区採択協議会の採択委員について次のものを選出します。5名の方を選出いたします。まず、1、市村教育委員会の教育長として、下出尚弘教育長。2、市村教育委員会の教育委員としまして谷口陽信委員。3、市村教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員として、平澤啓介学校教育課長。4、採択地区内の小中学校の校長及び教頭として、飛騨地区小中

学校教頭会代表、北平明美教頭。5、各市町村の学識経験者及び保護者代表について、飛騨市PTA連合会子育て代表、長尾朱さん。以上の5名を選出します。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございますか。

◎教育委員（谷口 陽信）

説明ありがとうございます。岐阜県教科用図書採択協議会ということですが、昨年、一昨年とやらせていただいたんですけども今年の内容はまた変わっているのかと思うのですが、内容の方をお聞かせください。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ご質問ありがとうございます。小中学校の教科書の採択につきましては、採択する教科書を変更する年と継続して使う年がございます、1度採択したものについては4年間継続して使うことが原則となっております。小学校につきましては、一昨年度審議をいただきまして新たな教科書を令和6年から使用しております、令和7年も継続しております。ですので、令和9年までは同じ教科書を継続使用することとなっております。また中学校については、昨年度審議をしていただきまして、令和7年度から4年間使用することとなっておりますので、この間の採択が変わることがない年については、その年に使用した教科書が使用に供する上で問題がないかというような確認をしていただいて、問題がない場合は継続して採択をするというようなことでお諮りすることになると思います。以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

その他質疑はございますでしょうか

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第16号は原案の通り、設置してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案の通り、決定しました。

◎教育長（下出 尚弘）

本日の議事日程はすべて終了しました。委員の皆様、事務局、議案の他に何かございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

ないようですので、これもちまして、令和7年第4回飛騨市教育委員会定例会を閉会といたします。皆様ありがとうございました。

閉 会 午後2時27分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員

飛騨市教育委員会教育長